

掛川市条例第25号

掛川市大須賀体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市大須賀体育施設条例の一部を改正する条例

掛川市大須賀体育施設条例（平成17年掛川市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを次のように改める。

（利用料金）

第8条 使用者は、指定管理者に対し、体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

附則第1項の見出しを削る。

附則第2項を次のように改める。

2 体育施設のうち、掛川市大須賀体育館については、当分の間、第4条、第11条及び第12条の規定は、適用しない。この場合において、第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附則第3項及び第4項を削る。

別表1の表中「大須賀体育館使用料」を「大須賀体育館利用料金」に改め、同表備考1から備考3までの規定中「使用料」を「利用料金」に改め、同表2の表中「大須賀運動場使用料」を「大須賀運動場利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に改め、同表3の表中「附帯設備及び器具使用料」を「附帯設備等利用料金」に、「使用料」を「金額」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の掛川市大須賀体育施設条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。
- 3 体育施設のうち、掛川市大須賀体育館については、改正前の掛川市大須賀体育施設条例第8条から第10条までの規定は、なおその効力を有する。